

## 問 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 1)

(設問A) 以下は特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）が定めた「CFP<sup>®</sup>認定基準規程」の抜粋である。文章の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

(CFP<sup>®</sup>認定者の初期認定要件)

第2条 CFP<sup>®</sup>認定者は、ファイナンシャル・プランナーとして高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、初めてCFP<sup>®</sup>認定を受けようとする者は、次の各号のすべての要件を満たしていることを要する。

- 一 第3条に定める「教育要件」を満たしていること
- 二 第4条に定める「試験要件」を満たしていること
- 三 第5条に定める「経験要件」を満たしていること
- 四 第6条に定める「(ア)」を満たしていること

## (教育要件)

第3条 協会が実施するCFP<sup>®</sup>資格審査試験（以下、CFP<sup>®</sup>試験）を受験しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会が定める学習内容を履修していることを要する。

- 一 協会の認定するAFP認定者にあつては、(イ)による。
- 二 前号以外の者にあつては、協会が指定した大学院等での所定の課程を修了することによる。

## (経験要件)

第5条 CFP<sup>®</sup>認定を受けようとする者は、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を(ウ)年以上有していることを要する。

1. (ア) 資格要件 (イ) 必要単位の取得 (ウ) 3
2. (ア) 資格要件 (イ) 自己の学習 (ウ) 2
3. (ア) 倫理要件 (イ) 必要単位の取得 (ウ) 2
4. (ア) 倫理要件 (イ) 自己の学習 (ウ) 3

## (問題2)

(設問B) 著作権法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 新聞または雑誌に掲載された社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものではない）は、利用を禁止する旨の表示がない場合であっても、他の新聞または雑誌に転載することはできない。
2. 無名または変名の著作物の著作権は、その著作者の死後70年を経過していると認められる時、または著作物の公表後70年のどちらか遅い日までの間存続する。
3. 著作権の発生には「方式主義」と「無方式主義」があり、わが国は「方式主義」を採用している。
4. 著作物の著作権は、全部または一部を譲渡することができるが、著作者人格権は譲渡することができない。

## 問2

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題3)

(設問A) 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）が改正され、空家問題への対策が強化されている。これに関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 周囲に著しい悪影響を及ぼす（\*\*\*）空家になる前の段階から、空家の適切な管理が図られるよう、（ア）空家に対する措置が新設され、市町村は空家を（ア）空家に認定して管理指針に即した管理を行うことを空家の所有者等へ指導できるようになった。
- ・ 市町村が（\*\*\*）空家として、空家法に基づく勧告を行った場合は、その空家等の敷地について固定資産税の住宅用地の課税標準の特例の対象から除外される。（ア）空家について（イ）。
- ・ 緊急的に除却（解体）などが必要な（\*\*\*）空家に対して、命令等の手続きを（ウ）、行政による強制撤去等（代執行）をすることが可能になった。

※問題作成の都合上、一部を（\*\*\*）にしてある。なお、（\*\*\*）に入る語句はすべて同一である。

1. (ア) 管理不全 (イ) も特例の対象から除外される (ウ) 経ずに
2. (ア) 特定 (イ) は特例の対象となる (ウ) 経ずに
3. (ア) 特定 (イ) も特例の対象から除外される (ウ) 経たうえて
4. (ア) 管理不全 (イ) は特例の対象となる (ウ) 経たうえて

## (問題4)

(設問B) 障害者の雇用の促進等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 民間企業において常時雇用する労働者が一定数以上の事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告することが義務付けられている。
2. 民間企業における法定雇用率は、2024年4月時点で2.5%である。
3. 法定雇用率の算定の対象となる障害者は、一定の身体障害者、知的障害者、精神障害者である。
4. 週の所定労働時間が10時間以上20時間未満である障害者を、法定雇用率の算定上その1人をもって0.5人とすることができるのは、重度の身体障害者のみである。

## (問題5)

(設問C) 美容室を経営している氷室さんは、新たに設備投資を実施するかどうか検討している。以下の<資料>に基づく投資の意思決定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算し、計算過程で万円未満の端数が生じた場合は万円未満を四捨五入すること。

## &lt;資料&gt;

## [投資条件]

投資額：1,200万円

資本コスト：年8%

	投資によって将来得られるキャッシュフロー
1年後	300万円
2年後	550万円
3年後	600万円

## [意思決定の基準]

当初3年間に得られるキャッシュフローの正味現在価値(NPV)による。

- ・ 正味現在価値(NPV)が正の場合、設備投資を実施する。
- ・ 正味現在価値(NPV)が負の場合、設備投資を実施しない。

## [正味現在価値の計算式]

正味現在価値 = 将来キャッシュフローの現在価値 - 投資するキャッシュの現在価値

1. この投資の正味現在価値(NPV)は▲65万円であるため、投資を実施しない。
2. この投資の正味現在価値(NPV)は26万円であるため、投資を実施する。
3. この投資の正味現在価値(NPV)は134万円であるため、投資を実施する。
4. この投資の正味現在価値(NPV)は143万円であるため、投資を実施する。

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○収入（年間・手取り）

馬場 幸介さん（本人・会社員）：現在480万円

馬場 由紀さん（妻・会社員）：現在330万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間340万円

○住宅関連費（賃貸マンション）

家賃（管理費等込み）：年間120万円

2028年に住宅の購入を予定している。

○教育費

長男および長女は公立小学校に在学している。長男は、中学校および高校は公立、大学は私立理系（四年制）への進学を予定しており、長女は、中学校および高校は私立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	120万円	45万円	95万円	85万円	120万円
入学一時金	—	10万円	60万円	15万円	30万円	40万円	50万円

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2025年および2036年に300万円

車検費用：2028年、2030年、2032年、2034年、2039年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間25万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2024年（基準年）時点の現在価値である。

## &lt;現状のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
家族・年齢	馬場 幸介 本人	40	41	42	43	44	45	46	47
	由紀 妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	祥平 長男	10	11	12	13	14	15	16	17
	美幸 長女	8	9	10	11	12	13	14	15
ライフイベント			自動車買替え		長男中学校入学	住宅購入	長女中学校入学	長男高校入学	
		変動率							
収入	本人	1.0%	480	485	490	495	499	504	
	妻	1.0%	330	333	337	340	343	347	350
	収入合計	—	810	818	827	835	842	851	
支出	基本生活費	1.0%	340	343					
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120			
	教育費(長男)	1.0%	30	30					
	教育費(長女)	1.0%	30	30	31	31	31		
	保険料	0.0%	36	36	36	36			
	自動車関連費	1.0%	20	323					
	その他支出	1.0%	25	25	26	26	26	26	27
	一時的支出	1.0%							
支出合計		—	601	907		(ア)			
年間収支		—	209	▲89					
預貯金等残高		1.0%	1,000	921					

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)		2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
家族・年齢	馬場 幸介 本人	48	49	50	51	52	53	54	55
	由紀 妻	49	50	51	52	53	54	55	56
	祥平 長男	18	19	20	21	22	23	24	25
	美幸 長女	16	17	18	19	20	21	22	23
ライフイベント			長女高校入学	長男大学入学		長女大学入学	自動車買替え	長男就職	長女就職
		変動率							
収入	本人	1.0%							557
	妻	1.0%	357	361	365	368	372	376	383
	収入合計	—							940
支出	基本生活費	1.0%							395
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長男)	1.0%	49	186	133	134	135	0	0
	教育費(長女)	1.0%							0
	保険料	0.0%							
	自動車関連費	1.0%							41
	その他支出	1.0%	27	27	28	28	28	28	29
	一時的支出	1.0%							0
支出合計		—							641
年間収支		—	(イ)						299
預貯金等残高		1.0%		1,281					1,883

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題6)

(設問A) 馬場さん夫婦は、以下の<住宅購入計画>に基づき2028年に住宅を購入することを踏まえた資金設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

## &lt;住宅購入計画&gt;

- 2028年以降の住宅関連費：自宅(戸建て)
  - 住宅購入費用(頭金・諸費用として2028年に支出する額)：500万円
  - 住宅ローン：金利年2.0%(全期間固定)
    - 元利均等返済(ボーナス返済なし)
    - 年間返済額140万円
    - 債務者は幸介さんで70歳時に完済予定
  - 固定資産税等：年間12万円
- 保険料：2028年から年間24万円(住宅ローンの借入れに伴い減額)
- 一時的支出
  - 2028年の引越費用等(引越費用・家具購入費)：80万円(現在価値)

1. (ア) 1,175 (イ) 84
2. (ア) 1,175 (イ) 116
3. (ア) 1,258 (イ) 84
4. (ア) 1,258 (イ) 116





## (問題7)

(設問B) 幸介さんは、2033年末に勤務先の早期退職制度を利用して退職し、コンサルタントとして独立開業することを考えている。そこで、CFP<sup>®</sup>認定者は、以下の〈見直しの内容〉を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

## 〈見直しの内容〉

- ・ 収入(本人)
  - 2034年に退職金(手取り): 1,000万円(現在価値)
  - 2034年から事業収入(年間・手取り): 360万円(現在価値)
- ・ 保険料
  - 2034年から40万円(幸介さんの保険見直しに伴い増額)
- ・ 一時的支出
  - 2034年に開業費用: 500万円(現在価値)

1. 1,646
2. 1,736
3. 1,752
4. 1,769

## ＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
家族・年齢	馬場 幸介 本人	40	41	42	43	44	45	46	47
	由紀 妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	祥平 長男	10	11	12	13	14	15	16	17
	美幸 長女	8	9	10	11	12	13	14	15
ライフイベント			自動車買替え		長男中学校入学	住宅購入	長女中学校入学	長男高校入学	
変動率									
収入	本人	1.0%	480	485	490	495	499	504	
	妻	1.0%	330	333	337	340	343	347	350
	収入合計	—	810	818	827	835	842	851	
支出	基本生活費	1.0%	340	343					
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120			
	教育費(長男)	1.0%	30	30					
	教育費(長女)	1.0%	30	30	31	31	31		
	保険料	0.0%	36	36	36	36			
	自動車関連費	1.0%	20	323					
	その他支出	1.0%	25	25	26	26	26	26	27
	一時的支出	1.0%							
支出合計	—	601	907						
年間収支	—	209	▲89						
預貯金等残高	1.0%	1,000	921						

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)		2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
家族・年齢	馬場 幸介 本人	48	49	50	51	52	53	54	55
	由紀 妻	49	50	51	52	53	54	55	56
	祥平 長男	18	19	20	21	22	23	24	25
	美幸 長女	16	17	18	19	20	21	22	23
ライフイベント			長女高校入学	長男大学入学	本人独立開業	長女大学入学	自動車買替え	長男就職	
変動率									
収入	本人	1.0%							418
	妻	1.0%	357	361	365	368	372	376	383
	収入合計	—							801
支出	基本生活費	1.0%							395
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長男)	1.0%	49	186	133	134	135	0	0
	教育費(長女)	1.0%							0
	保険料	0.0%							
	自動車関連費	1.0%							41
	その他支出	1.0%	27	27	28	28	28	28	29
	一時的支出	1.0%							0
支出合計	—								657
年間収支	—								144
預貯金等残高	1.0%		1,281	(ウ)					1,530

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題8)

(設問C) 大場さんは2029年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2034年3月末にリタイアする予定である。大場さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2025年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2034年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を、複利運用しながら取り崩して生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2025年4月1日から2029年3月末までの4年間、毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

## 〈条件〉

## [リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金500万円(2025年3月末時点)を、2025年4月1日から2034年3月末までの9年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2029年3月末に受け取る退職一時金1,600万円(手取り額)を、2029年4月1日から2034年3月末までの5年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2025年4月1日から2029年3月末までの4年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2029年4月1日から2034年3月末までの5年間は年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2029年4月1日から2034年3月末までの5年間、毎年3月末に80万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用する。

## [リタイア後]

- ・ 2034年4月1日から2044年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に120万円ずつ取り崩す。
- ・ 2034年4月1日から2044年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用し、2044年4月1日から2064年3月末までの20年間は、その資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に90万円ずつ取り崩す。
- ・ 2034年4月1日からの5年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用し、2039年3月末にリフォーム資金として600万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
9年	1.094	1.143	1.195
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
9年	0.914	0.875	0.837
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
9年	9.369	9.559	9.755
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
9年	8.566	8.361	8.162
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
9年	0.117	0.120	0.123
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
9年	0.107	0.105	0.103
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 99万円
2. 97万円
3. 91万円
4. 73万円

## 問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 井上さん(会社員・年収980万円)は、住宅購入を計画しており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税については考慮しないものとする。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した住宅購入資金720万円と父から贈与される260万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の18%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、年利1.80%(全期間固定)、返済期間25年(返済回数300回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は4,141円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 4,520万円
2. 4,260万円
3. 4,180万円
4. 3,940万円

## (問題 10)

(設問B) 宮本さんは、以下の<住宅ローン>について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから10年経過した時点で(返済回数120回終了後)、残存期間に適用される金利が年2.0%となった場合に、毎月の返済額が当初の10年間と変わらないようにするために必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済の手数料については考慮しないこと。また、計算に当たっては次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、繰上げ返済額については万円未満を切り上げること。

## &lt;住宅ローン&gt;

借入金利：年1.5% (当初10年間固定)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

返済期間：22年 (返済回数264回)

借入額：2,600万円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

## [終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	1.16173	1.22120
12年	1.19708	1.27100
22年	1.39068	1.55214

## [現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	0.8607886	0.8188671
12年	0.8353641	0.7867850
22年	0.7190719	0.6442723

## [年金終価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	129.38033	132.71966
12年	157.66624	162.59712
22年	312.54521	331.28318

## [年金現価係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	111.36912	108.67976
12年	131.70871	127.92898
22年	224.74248	213.43659

## [資本回収係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	0.00898	0.00920
12年	0.00759	0.00782
22年	0.00445	0.00469

## [減債基金係数 (1ヵ月用)]

期間	1.50%	2.00%
10年	0.00773	0.00753
12年	0.00634	0.00615
22年	0.00320	0.00302

1. 32万円
2. 44万円
3. 47万円
4. 63万円

(問題 1 1)

(設問C) 下表の4人のうち、住宅ローンの「フラット35」の申込要件を満たす人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない要件はすべて満たしているものとし、借換え融資および親子リレー返済ではないものとする。

申込人	申込時の年齢	住宅の概要	申込人の持分
Aさん	51歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積92m<sup>2</sup>の中古の戸建て住宅</li> <li>Aさんの配偶者の父親が1人で居住し、Aさんと持分を共有</li> </ul>	10%
Bさん	46歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積120m<sup>2</sup>の店舗付き新築戸建て住宅</li> <li>住宅部分の床面積は70m<sup>2</sup></li> </ul>	100%
Cさん	33歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積35m<sup>2</sup>の新築分譲マンション</li> <li>第三者に賃貸する予定の住宅</li> </ul>	100%
Dさん	70歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積68m<sup>2</sup>の中古の分譲マンション</li> <li>セカンドハウスとして週末に利用</li> </ul>	100%

1. Aさんのみ
2. AさんとBさん
3. BさんとDさん
4. CさんとDさん

(問題 1 2)

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 融資対象となる資金使途として、学校納付金のほか在学のため必要となる住居費用は認められているが、学生の国民年金保険料は認められていない。
2. 自宅外通学する場合や修業年限3ヵ月以上の外国の教育施設に留学する場合、融資限度額は学生・生徒1人につき350万円である。
3. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれない。
4. 借入申込人の世帯で扶養する子が2人以内であり、借入申込人またはその配偶者が単身赴任の場合は、世帯年収（所得）の上限額が緩和される。

## (問題 1 3)

(設問E) 日本学生支援機構の給付奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 給付奨学金は、日本国内のすべての大学・短期大学および専修学校（専門課程）に進学する学生が利用できる。
2. 給付奨学金を利用するためには、学力基準と家計基準の両方を満たさなければならない。
3. 給付奨学金の支給を受ける奨学生は、進学先の大学等に申請することにより、授業料と入学金の減免を同時に受けることができる。
4. 給付奨学金は、世帯の所得区分、学校の設置者（国公立・私立）および通学形態に応じて定められている金額が、原則として毎月1回振り込まれる。

## (問題 1 4)

(設問F) 大津さんは、2024年6月に2万円、同年7月に1万円の買い物をし、いずれもクレジットカードによるリボルビング払いとしている。毎月の返済額を1万円とする場合、大津さんの返済に係る下表の空欄（ア）にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割計算し、円未満の端数は切り捨てること。

## &lt;返済条件&gt;

利息：前月末の残高に対して年利12%

毎月返済額：1万円（元利定額払い）

## &lt;元利定額リボルビング払い返済表&gt;

(単位：円)

返済年月	返済額	返済内訳		月末残高
		利息	元金	
2024年6月	—	—	—	20,000
7月	10,000			
8月	10,000			
9月	10,000			
10月	(ア)			

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 308
2. 409
3. 511
4. 614



## 問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Jについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 三六協定で定めることができる時間外労働の上限は、臨時的な特別の事情がない場合、原則として月45時間および年360時間であり、その時間に休日労働は含まれない。
2. 労働者が10人未満の事業場は、法定労働時間を超えて労働させる場合に三六協定を締結する必要はない。
3. 特別条項のある三六協定を締結し労働基準監督署へ届け出た事業場は、年720時間以内であれば、月45時間を超えて時間外労働を行わせることができる月数に制限はない。
4. 建設事業、自動車運転の業務、医師、新技術・新商品等の研究開発業務は、時間外労働の上限規制の適用がすべて除外される。

## (問題16)

(設問B) 労働基準法に基づく年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 週の所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下であっても、週の所定労働時間が30時間以上である短時間労働者は、年次有給休暇の比例付与の対象者とならず、通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇が付与される。
2. 使用者は、年次有給休暇の付与日数が10労働日以上ある労働者に対して、年次有給休暇の基準日から1年以内に、時季を指定して5日の年次有給休暇を取得させなければならない。
3. 労使協定で定めることにより時間を単位として取得できる年次有給休暇の上限は、労働者ごとの付与日数にかかわらず、1年に5日である。
4. 労使協定により年次有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、使用者は、労働者ごとの付与日数にかかわらず、1年に5日を上限として、その定めにより年次有給休暇を与えることができる。

## (問題 17)

(設問C) MK株式会社に勤務している池谷さんは、自己都合により退職し、再就職を目指す予定である。求職者支援法に基づく求職者支援制度について、CFP<sup>®</sup>認定者が池谷さんに行った以下の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、池谷さんは一人暮らしであり、雇用保険に加入したことはない。

「池谷さんは、退職後に公共職業安定所へ求職の申込みをし、公共職業安定所長が職業訓練などの支援を行う必要があると認めた場合は、求職者支援制度を利用することができます。公共職業安定所の支援指示を受けて求職者支援訓練を受講し、本人の収入が月額(ア)以下など一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金が支給されます。求職者支援訓練の訓練期間は2ヵ月から(イ)で、訓練を受講している期間について月額(ウ)の職業訓練受講手当が支給されます。」

1. (ア) 8万円 (イ) 6ヵ月 (ウ) 10万円
2. (ア) 6万円 (イ) 1年 (ウ) 10万円
3. (ア) 8万円 (イ) 1年 (ウ) 5万円
4. (ア) 6万円 (イ) 6ヵ月 (ウ) 5万円

(問題18)

(設問D) 伊丹さん(36歳)は、2024年9月末日に14年間継続勤務していたTA株式会社を自己都合により退職し、10月に求職の申込みを行った。以下の<資料>に基づいて計算した伊丹さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、伊丹さんはこれまで基本手当を受けたことはない。また、賃金日額および基本手当の日額に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

<資料>

[伊丹さんの2024年2月から9月までの給与等の状況]					(単位:円)
月別実出勤日数	基本給	役職手当	時間外手当	通勤手当	
2月分	19日	240,000	—	24,000	20,000
3月分	21日	240,000	—	28,000	20,000
4月分	20日	300,000	30,000	—	20,000
5月分	20日	300,000	30,000	—	0
6月分	0日	0	0	—	0
7月分	21日	300,000	30,000	—	0
8月分	21日	300,000	30,000	—	0
9月分	20日	300,000	30,000	—	0
合計	142日	1,980,000	150,000	52,000	60,000

※伊丹さんは昇進したことで、4月分から役職手当が支給され、時間外手当が支給されなくなった。  
 また、転居したことにより徒歩で通勤することとなったため、5月分から通勤手当の支給はない。  
 なお、6月は交通事故のため1ヵ月間休職をして無給であった。

※その他の支給額：賞与(6月20日)600,000円  
 ※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。  
 ※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が30歳以上45歳未満)]

賃金日額(W)	基本手当の日額
2,746円以上 5,110円未満	0.8W
5,110円以上 12,580円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,110) / 7,470\} W$
12,580円超 15,430円以下	0.5W
15,430円(上限額)超	7,715円(上限額)

1. 6,151円
2. 6,182円
3. 6,305円
4. 7,715円

## (問題 19)

(設問E) 雇用保険法における就職促進給付に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない支給要件は満たしているものとする。

- ・ 再就職手当は、基本手当の受給資格者が安定した職業に就いたとき、または事業を開始したときに、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の(ア)以上ある場合に支給される。
- ・ 再就職手当の支給を受けようとするときは、就職日または事業開始日の翌日から起算して(イ)以内に、再就職手当支給申請書等の必要書類を管轄の公共職業安定所長に提出しなければならない。
- ・ 再就職手当の支給を受けた人が、その再就職先に(ウ)以上引き続いて雇用され、かつ再就職先でその(ウ)の間に支払われた賃金の1日分の額が、再就職手当に係る基本手当の基となる離職前の賃金日額を下回る場合、就業促進定着手当の支給を受けることができる。

1. (ア) 3分の1 (イ) 3ヵ月 (ウ) 1年
2. (ア) 3分の1 (イ) 1ヵ月 (ウ) 6ヵ月
3. (ア) 5分の1 (イ) 3ヵ月 (ウ) 6ヵ月
4. (ア) 5分の1 (イ) 1ヵ月 (ウ) 1年

## (問題 20)

(設問F) MR株式会社に勤務している西里さん(59歳)は、22歳から継続して雇用保険に加入している。西里さんは、60歳の定年で退職するか、定年後も会社の継続雇用制度を利用して勤め続けるかについて検討している。定年後の西里さんの雇用保険に関するCFP<sup>®</sup>認定者が行った次の説明のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、要件を満たしているものとする。

1. 「西里さんが60歳で定年退職して基本手当を受給する場合、一定期間求職の申込みを希望しないときは、基本手当の受給期間を申出により6ヵ月を限度として延長することができます。」
2. 「西里さんが会社の継続雇用制度を利用して勤め続け、65歳以後に失業した場合、基本手当の日額の30日分に相当する額の高年齢求職者給付金を受給することができます。」
3. 「西里さんが会社の継続雇用制度を利用して勤め続ける間に、支給対象月に支払われた賃金が、60歳時点のみなし賃金日額を30倍した額と比較して80%未満に低下したときは、高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。」
4. 「西里さんが60歳で定年退職して基本手当を受給中に再就職し、その後安定した職業に就いたことにより雇用保険の被保険者となった場合、再就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あれば、再就職先において高年齢再就職給付金を受給することができます。」

(問題 2 1)

(設問G) RA株式会社に勤務する荒木さんは、2024年10月1日の就業中に業務上の災害により負傷し、同日より療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、荒木さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付および休業特別支給金の合計額として、正しいものはどれか。なお、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額および休業特別支給金日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[荒木さんの2024年7月から9月までの給与等の状況]

支払月	総日数	実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当
7月	31日	22日	300,000円	30,000円	20,000円
8月	31日	21日	300,000円	25,000円	20,000円
9月	30日	19日	300,000円	15,000円	20,000円
合計			900,000円	70,000円	60,000円

※上記以外に給与等の支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※RA社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

※休業特別支給金は、給付基礎日額の20%相当額が支給される。

[荒木さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2024年10月1日（火）から31日（木）までの31日間。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、また、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等の受給権者ではない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 250,768円
2. 277,636円
3. 313,460円
4. 372,092円

**(問題 2 2)**

(設問H) 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 療養補償給付は、原則として療養の給付として現物給付されるが、療養の給付が困難な場合等においては、療養の費用の支給として現金給付されることもある。
2. 一次健康診断の結果により、すでに脳血管疾患や心臓疾患の症状を有すると認められる労働者には、二次健康診断等給付は行われない。
3. 労災保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額とは、賞与を除き、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額である。
4. 特別加入者の給付基礎日額は、厚生労働大臣が定めた複数の階級の額から特別加入者が選択して申請し、当該申請に基づき都道府県労働局長が決定する。

**(問題 2 3)**

(設問I) 育児・介護休業法に基づく介護休業に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 労働者が希望する日から介護休業するためには、休業を開始しようとする日の2週間前までに事業主に申し出ることが必要である。
2. 介護休業は、要介護状態にある対象家族の介護のために、対象家族1人につき、通算して120日まで、3回を上限として分割取得することができる。
3. 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、1ヵ月以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
4. 介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料は、事業主を通じて各保険者に申請することにより免除される。

(問題 2 4)

(設問 J) S A 株式会社に正社員として勤務する細川さん (38 歳) は、妻が 2024 年 4 月に出産したため、2024 年 7 月 1 日から 2024 年 10 月 25 日まで育児休業を取得し、2024 年 10 月 26 日より職場に復帰した。以下の<資料>に基づき、細川さんに支給される雇用保険の育児休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、育児休業給付金の支給要件を満たしているものとする。

<資料>

[細川さんの 2024 年 1 月から 6 月までの給与等の状況]

月別実出勤日数		基本給	賞与	時間外手当
1 月分	19 日	300,000 円	—	50,000 円
2 月分	19 日	300,000 円	—	50,000 円
3 月分	20 日	300,000 円	—	50,000 円
4 月分	21 日	330,000 円	—	50,000 円
5 月分	21 日	330,000 円	—	50,000 円
6 月分	20 日	330,000 円	450,000 円	2,000 円
合計	120 日	1,890,000 円	450,000 円	252,000 円

※賞与は 6 月と 12 月の年に 2 回支給される。

※育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した 1 ヶ月ごとの支給単位期間 (その 1 ヶ月の間に育児休業終了日を含む場合はその終了日までの期間) ごとに支給する。

※一支給単位期間の支給日数は、原則として 30 日 (育児休業終了日を含む支給単位期間については、終了日までの期間の日数) となる。

[育児休業給付金の受給状況等]

- ・ 育児休業期間である 7 月 1 日から 10 月 25 日までの間、給与の支払いはない。
- ・ 育児休業給付金に係る賃金日額の上限額は、15,430 円である。

1. 809,025 円
2. 916,895 円
3. 932,841 円
4. 1,109,520 円





問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題25)

(設問A) 個人事業主の筒井孝典さんは、妻と両親の4人でTB市に居住している。以下の<資料>に基づく孝典さんが支払う2024年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満を切り捨てること。

<資料>

[筒井家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
筒井 孝典	本人(世帯主)	35歳	前年の総所得金額(事業所得) 404万円
筒井 洋子	妻	32歳	前年の総所得金額(給与所得) 45万円
筒井 利隆	父	67歳	前年の公的年金収入(老齢年金) 240万円
筒井 俊子	母	64歳	前年の公的年金収入(老齢年金) 30万円

※家族4人は同一世帯であり、4人ともTB市の国民健康保険の被保険者である。

※上記以外の収入はない。

[TB市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除額43万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)
医療分	8.45%	45,570円
後期高齢者支援金等分	2.74%	14,938円
介護分	2.34%	15,893円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

[公的年金等控除額]

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円

1. 700,700円
2. 716,500円
3. 761,300円
4. 866,600円

(問題 26)

(設問B) 谷口大輔さんは、妻の春子さんと2人でSE市に居住している(同一世帯である)。以下の<資料>に基づく谷口家の2024年度分の介護保険料(年額)の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[谷口家のデータ]				
氏名	続柄	年齢	前年(2023年)の収入等	市民税
谷口 大輔	本人 (世帯主)	69歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額 225万円</li> <li>上場株式の譲渡所得 100万円</li> </ul> ※上場株式の課税方法は申告分離課税を選択している。 ※前年に繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除額は60万円である。	課税
谷口 春子	妻	67歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害基礎年金および障害厚生年金の年金額 200万円</li> </ul>	非課税

※公的年金等控除額は110万円であり、上記のほかに収入はない。

[SE市の介護保険第1号被保険者の所得段階別保険料(一部抜粋)]		
所得段階	対象となる人	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.285
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額 (75,000円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	基準額×1.70

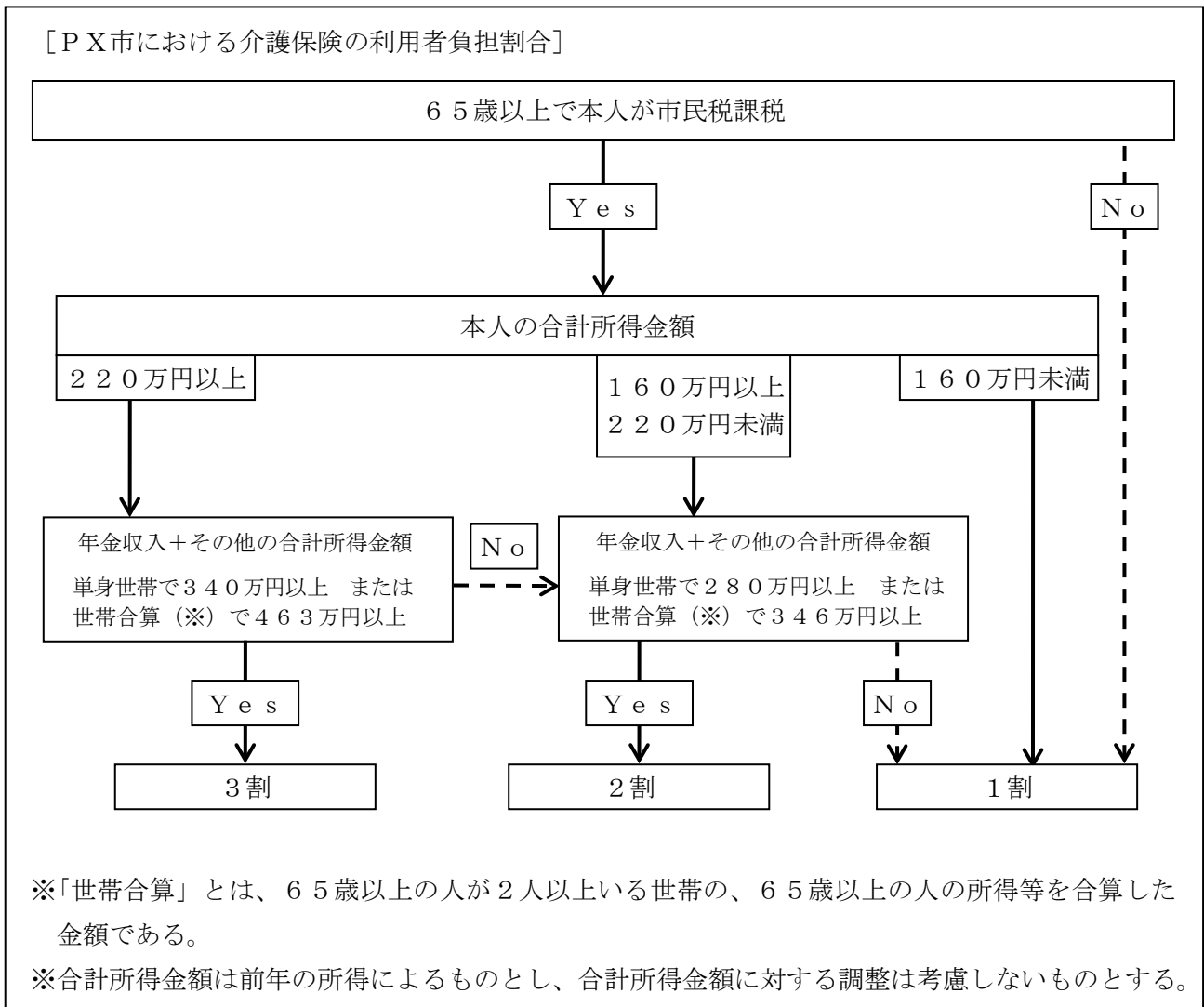
※表中の「課税年金収入額」とは、市民税が課税される公的年金等の収入金額である。  
 ※合計所得金額に対する調整は考慮しないものとする。

1. 165,000円
2. 172,500円
3. 180,000円
4. 187,500円

(問題 27)

(設問C) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2024年10月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



## ＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
330万円以下	110万円	
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	
1,000万円超	195.5万円	

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	市民税
＜ケース1＞	柴田 英男	夫	80歳	260万円	課税
	柴田 浩美	妻	78歳	90万円	非課税
＜ケース2＞	唐沢 和夫	夫	81歳	280万円	課税
	唐沢 信子	妻	77歳	220万円	課税
＜ケース3＞	山岸 一郎	夫	77歳	360万円	課税
	山岸 純子	妻	75歳	100万円	非課税

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）のほかに収入はない。

※上記の人はすべてP X市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の柴田英男さんの利用者負担割合は、1割である。
2. ＜ケース2＞の唐沢信子さんの利用者負担割合は、1割である。
3. ＜ケース2＞の唐沢和夫さんの利用者負担割合は、2割である。
4. ＜ケース3＞の山岸一郎さんの利用者負担割合は、3割である。

## （問題28）

（設問D）介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 要介護認定の有効期間は、要介護度などにかかわらず一律12ヵ月とされており、有効期間を経過した後も引き続き介護（支援）が必要なときは、要介護認定の更新の申請を毎年行う必要がある。
2. 第1号被保険者である専業主婦（主夫）は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である配偶者の被扶養者であったとしても、自ら介護保険料を納めなければならない。
3. 第2号被保険者が介護サービスや介護予防サービスを利用できるのは、16種類の特定疾病のいずれかが原因となって要介護・要支援と認定された場合に限られる。
4. 施設サービス利用者の居住費や食費は、低所得者を除き全額自己負担とされている。

## (問題 29)

(設問E) 大下優子さん(無職・56歳)は、夫の道久さん(会社員・58歳)の退職を機に、MA株式会社に就職する予定である。以下の<資料>に基づく、優子さんがMA社に就職した日以後の社会保険の適用に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、問題文中の「協会けんぽ」は全国健康保険協会管掌健康保険をいう。

## &lt;資料&gt;

## [優子さんのデータ]

- ・ 週の所定労働時間は、25時間(1日5時間、週5日勤務)である。
- ・ 雇用期間は、6ヵ月以上と見込まれる。
- ・ 基本給は月額10万円であり、年収は120万円である。
- ・ 学生ではない。
- ・ 夫の道久さんは、優子さんと同居しており、現在は協会けんぽの被保険者である。退職後は働く予定はなく、雇用保険の基本手当も受給せず、収入の見込みはない。

## [MA社のデータ]

- ・ 厚生年金保険の被保険者(短時間労働者を除く)は150人である。
- ・ 協会けんぽ、厚生年金保険および雇用保険の適用事業所である。
- ・ 通常の社員の週の所定労働時間は、40時間である。

(ア) 優子さんは、協会けんぽの被保険者となるが、道久さんが退職して無収入となっても、道久さんを被扶養者とすることはできない。

(イ) 優子さんは、雇用保険の被保険者とならない。

(ウ) 優子さんは、厚生年金保険の被保険者となる。

1. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
2. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。
3. (ア) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
4. (ウ) は適切であるが、(ア) および (イ) は不適切。





## 問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## （問題30）

（設問A）標準報酬月額の設定および改定に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に被保険者資格を取得した者は、その年に限り、定時決定の対象とならず、資格取得時に決定した標準報酬月額が、翌年（ア）までの各月の標準報酬月額となる。
- ・ 育児・介護休業法による育児休業等の終了日において、その育児休業等に係る3歳未満の子を養育する被保険者は、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬に基づき算出した標準報酬月額が、休業前の標準報酬月額との間に（イ）以上の差が生じた場合は、育児休業等終了時改定を申し出ることができる。
- ・ 協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、以下の①と②のいずれか（ウ）額とされる。
  - ① 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点における協会けんぽの全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額
  - ② 資格喪失時の標準報酬月額

1. （ア）8月 （イ）1等級 （ウ）少ない
2. （ア）8月 （イ）2等級 （ウ）多い
3. （ア）9月 （イ）1等級 （ウ）多い
4. （ア）9月 （イ）2等級 （ウ）少ない

(問題 3 1)

(設問B) 協会けんぽの被保険者である横川さんは、私傷病により労務不能となり、2024年10月1日から10月21日まで連続21日間休業した。10月22日より職場に復帰したが、同一の傷病により再度労務不能となり、2024年11月1日から11月15日まで連続15日間休業した。以下の<資料>に基づき、横川さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、横川さんは傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。

<資料>

[横川さんの標準報酬月額等の状況]

2023年 4月1日	2024年 4月1日	2024年 9月1日	2024年 10月1日
標準報酬月額 24万円		標準報酬月額 28万円	標準報酬月額 30万円
▲ 被保険者 資格取得			▼ 休業開始

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 177,810円
2. 191,829円
3. 195,558円
4. 195,591円

**(問題 3 2)**

(設問C) 協会けんぽの給付等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 療養費は、被保険者が海外赴任中にやむを得ず現地の医療機関で療養を受けた場合、日本国内で保険診療として認められている医療行為であれば、支給を受けることができる。
2. 家族療養費は、被保険者の家族（被扶養者）ではなく、被保険者本人に支給されるものであるため、被保険者が死亡した場合は、その翌日以後の療養については支給されない。
3. 家族埋葬料は、被扶養者が死亡した場合、被保険者に対して一律5万円が支給される。
4. 出産育児一時金は、被保険者の資格を喪失した日の前日まで被保険者であった期間が継続して1年以上あり、出産予定日が資格喪失日から6ヵ月以内であれば、出産日が資格喪失日から6ヵ月経過後であっても支給を受けることができる。

**(問題 3 3)**

(設問D) 協会けんぽの被保険者の退職後の公的医療保険の選択に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となる場合は、退職日の翌日から20日以内に届出を行わなければならない。
2. 国民健康保険の被保険者となる場合は、世帯主が、住所を有する市町村に対して、退職日の翌日から1ヵ月以内に届出を行わなければならない。
3. 配偶者（協会けんぽの被保険者）の被扶養者となる場合は、退職日の翌日から5日以内に、配偶者が勤務先の事業主を経由して被扶養者の届出を行わなければならない。
4. 任意継続被保険者となった場合は、国民健康保険に加入するという理由で任意継続被保険者の資格を喪失することができる。



問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭31.4.2～昭32.4.1	—	62歳	—	60歳
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,701円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 816,000円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者加給年金額] 408,100円

[老齢基礎年金の満額] 816,000円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	21,836円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,732円

## (問題34)

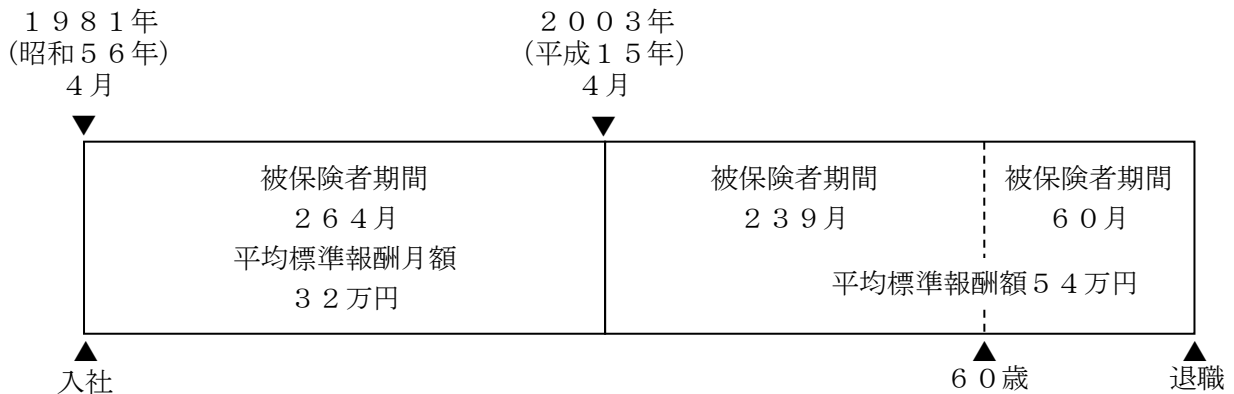
(設問A) 会社員の若杉久志さんが65歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき、久志さんが65歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

## [若杉さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
若杉 久志	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>1963 (昭和38)年3月27日生まれ (61歳)</li> <li>1981 (昭和56)年4月にR J社に入社 (厚生年金加入) し、65歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。</li> </ul>
若杉 弘子	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968 (昭和43)年8月4日生まれ (56歳)</li> <li>厚生年金に加入したことはない。</li> <li>1989 (平成元)年4月に久志さんと結婚し、その後は国民年金の第3号被保険者である。</li> <li>結婚前に国民年金保険料を納付したことはない。</li> <li>久志さんに生計維持されており、今後も変わらないものとする。</li> </ul>

## [久志さんの厚生年金加入歴等]



※久志さんおよび弘子さんは障害の状態にない。

1. 2,303,362円
2. 2,710,982円
3. 2,711,462円
4. 2,852,645円

(問題35)

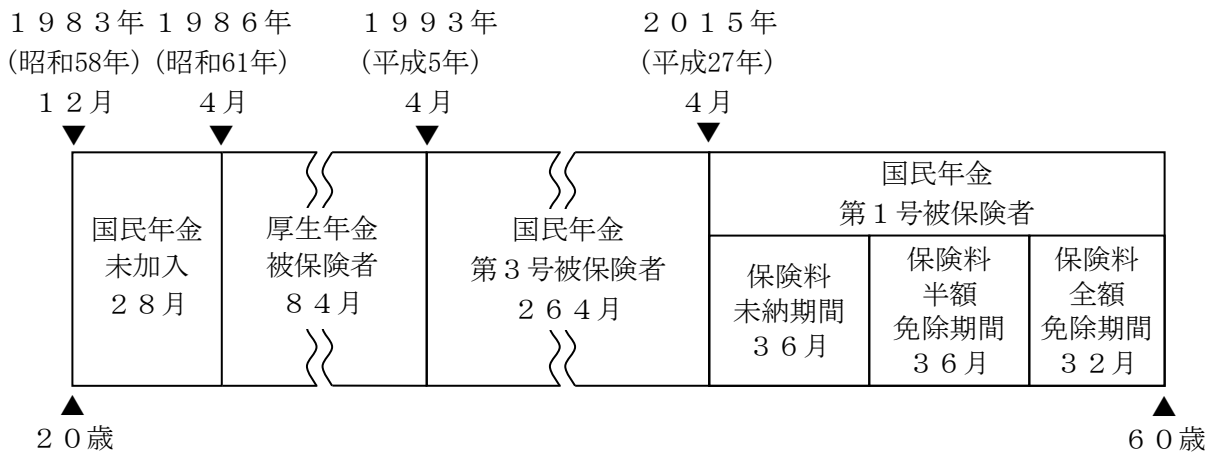
(設問B) 以下の<資料>に基づき、五十嵐瑞希さんが65歳時点において受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[瑞希さんのデータ]

- ・ 1963 (昭和38) 年12月19日生まれ (60歳)
- ・ 20歳に達した月から1986 (昭和61) 年3月までは大学生であり、国民年金に任意加入しなかった。
- ・ 1986 (昭和61) 年4月から1993 (平成5) 年3月まで会社員として一般企業に勤め、厚生年金に加入していた。
- ・ 1993 (平成5) 年4月に結婚し専業主婦となったが、2015 (平成27) 年4月に離婚した。今後、結婚はしないものとする。
- ・ 60歳到達以降、国民年金に任意加入しておらず、今後も任意加入する予定はない。
- ・ 保険料免除期間について保険料は追納しておらず、今後追納する予定もない。

[瑞希さんの公的年金加入歴等]



[保険料免除期間の老齢基礎年金額への反映割合]

半額免除期間：免除月数 × 3 / 4

全額免除期間：免除月数 × 1 / 2

1. 440,300円
2. 521,900円
3. 664,700円
4. 688,500円

## (問題36)

(設問C) 羽田さん夫婦は、老齢年金の受給開始時期を検討している。以下の〈資料〉に基づく老齢年金の繰上げ受給、繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

〈資料〉

[羽田さん夫婦のデータ]		
氏名	続柄	備考
羽田 通明	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963 (昭和38) 年7月26日生まれ (61歳)</li> <li>・ 1986 (昭和61) 年4月にRS株式会社に入社 (厚生年金加入) し、70歳の誕生月の末日まで継続して働く予定である。</li> </ul>
羽田 奈央	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1965 (昭和40) 年10月5日生まれ (59歳)</li> <li>・ 1988 (昭和63) 年4月にRK株式会社に入社 (厚生年金加入) し、40歳の誕生月の末日まで継続して働いた。</li> <li>・ 振替加算の対象者である。</li> </ul>

※羽田さん夫婦に子はいない。  
 ※羽田さん夫婦は障害の状態にない。

1. 通明さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をする場合、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象とならない。
2. 通明さんが、老齢厚生年金の繰上げ受給の請求または繰下げ受給の申出をする場合、同時に老齢基礎年金についても繰上げ受給の請求または繰下げ受給の申出をしなければならない。
3. 奈央さんが60歳到達時に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求した場合、その後、本来の老齢基礎年金の額が満額になるまで、国民年金に任意加入することができる。
4. 奈央さんが老齢基礎年金の繰上げ受給の請求または繰下げ受給の申出をする場合、振替加算額は、繰上げ受給により減額または繰下げ受給により増額され、老齢基礎年金の支給開始時から加算される。



(問題37)

(設問D) R X株式会社に勤務している近藤義人さんは、事故によって障害の状態となり、現在障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、義人さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[義人さんのデータ]

- ・ 1978 (昭和53)年1月7日生まれ (46歳)
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻 (46歳)、長女 (19歳)、長男 (16歳) および二男 (12歳) と同居しており、いずれも義人さんに生計を維持されている。
- ・ 妻、長男および二男は障害の状態にないが、長女は先天性疾患により障害等級2級に該当する障害の状態にある。

[義人さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月

被保険者期間 36月 平均標準報酬月額 24万円	被保険者期間 252月 平均標準報酬月額 45万円
-----------------------------	------------------------------

▲入社 ▲初診日 ▲障害認定日

[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 234,800円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 816,000円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 234,800円

第3子以降 1人当たり 78,300円

1. 障害基礎年金	1,489,600円	障害厚生年金	1,088,682円
2. 障害基礎年金	1,489,600円	障害厚生年金	1,124,260円
3. 障害基礎年金	1,567,900円	障害厚生年金	1,088,682円
4. 障害基礎年金	1,567,900円	障害厚生年金	1,124,260円

(問題38)

(設問E) QD株式会社に勤務していた橋口正則さんは、2024年7月15日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、正則さんが死亡した時点で、妻の明美さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、保険料納付要件および生計維持要件は満たしているものとする。

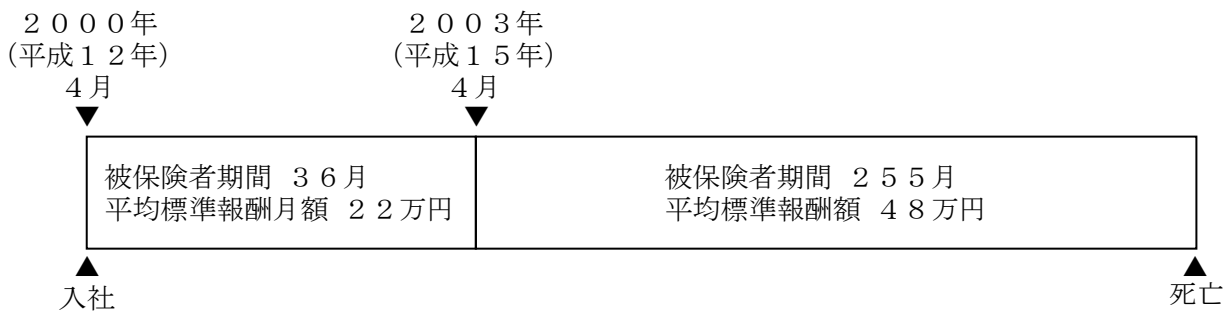
<資料>

[橋口家のデータ]

氏名	続柄	備考
橋口 明美	本人 (妻)	・ 1976 (昭和51)年5月10日生まれ (48歳) ・ 27歳の時に正則さんと結婚し、以後就労していない。
橋口 正則	夫	・ 1975 (昭和50)年4月20日生まれ (死亡当時49歳) ・ 大学院を修了後24歳から死亡するまでQD社に勤務 (厚生年金加入) していた。
橋口 典子	長女	・ 2005 (平成17)年6月18日生まれ (19歳・大学生) ・ アルバイトによる前年の年間収入は50万円である。
橋口 和希	長男	・ 2008 (平成20)年6月3日生まれ (16歳・高校生)

※橋口さん家族は同一世帯であり、いずれも障害の状態にない。

[正則さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

(①+②) × 3 / 4

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{7.125}{1000}$  × 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{5.481}{1000}$  × 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額]	612,000円
[遺族基礎年金の額]	816,000円
[子の加算額]	第1子、第2子 1人当たり 234,800円
	第3子以降 1人当たり 78,300円

1. 1,596,278円
2. 1,613,149円
3. 1,800,598円
4. 2,225,149円

**(問題39)**

(設問F) 個人事業主である木内典晃さんは、2024年9月18日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、典晃さんの死亡により妻の亜弓さんが受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、典晃さんの死亡時点で、典晃さん、亜弓さんとも繰上げ請求の老齢基礎年金は受給していないものとする。

## &lt;資料&gt;

[木内家のデータ]		
氏名	続柄	備考
木内 亜弓	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963 (昭和38)年4月7日生まれ (61歳)</li> <li>・ 22歳から14年間厚生年金に加入していたが、36歳の時に典晃さんと結婚してからは国民年金の第1号被保険者として、60歳に達するまでの間、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付した。</li> </ul>
木内 典晃	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963 (昭和38)年1月17日生まれ (死亡当時61歳)</li> <li>・ 20歳から60歳に達するまでの間、国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付した。</li> <li>・ 厚生年金の加入歴はない。</li> <li>・ 障害基礎年金の支給を受けたことはない。</li> </ul>
木内 美鈴	長女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2002 (平成14)年8月25日生まれ (22歳・大学生)</li> <li>・ 20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して学生納付特例の適用を受けている。</li> </ul>

※亜弓さんと美鈴さんは典晃さんに生計を維持されていた。

1. 亜弓さんが寡婦年金を受給することを選択した場合、その受給期間は、原則として典晃さんが死亡した日の属する月の翌月から5年間である。
2. 亜弓さんが寡婦年金を受給している時に特別支給の老齢厚生年金を請求した場合、寡婦年金と併せて特別支給の老齢厚生年金を受給できる。
3. 亜弓さんが死亡一時金の請求を行わず、寡婦年金を受給する場合、死亡一時金の受給権は次順位の遺族に当たる美鈴さんに移る。
4. 亜弓さんが死亡一時金を受給する場合、典晃さんが付加保険料を3年以上納付しているため、死亡一時金に8,500円が加算される。

## (問題 40)

(設問G) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には、合意分割と3号分割がある。年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割については、夫婦の協議により按分割合について合意できない場合、当事者双方の申立てがあるときに限り、家庭裁判所が按分割合を定めることができる。
2. 事実婚関係を解消し、一定の条件に該当した場合に合意分割の請求をすることができるのは、当事者の一方が国民年金第3号被保険者であった場合に限られる。
3. 3号分割によるみなし被保険者期間は、老齢年金の受給資格期間に算入されない。
4. 3号分割における標準報酬の改定および決定の請求は、原則として離婚が成立した日等の翌日から起算して2年以内に行う必要がある。

## (問題 41)

(設問H) 日本年金機構から郵送されるねんきん定期便に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ねんきん定期便は、毎年の誕生日（1日生まれの人には誕生日の前月）にはがきで届くが、節目年齢と位置付けられる40歳、50歳、59歳の年は封書で届く。
2. ねんきん定期便は、直近1年間に被保険者期間がある公的年金受給者に対しても送付される。
3. 50歳未満の人に届くねんきん定期便には、60歳まで継続して加入した場合の年金見込額は表示されず、これまでの加入実績に応じた年金額が表示される。
4. 加給年金額の加算要件を満たしている場合でも、ねんきん定期便の「老齢年金の見込額」に加給年金額は反映されない。



## 問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題42)

(設問A) 企業型確定拠出年金（以下「企業型」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 企業型の老齢給付金の受給権を有する人も、企業型の加入者となることができる。
2. 企業型の拠出限度額は、他の企業年金制度の加入者である場合は、年額66万円（月額55,000円）である。
3. 設立要件や必要な手続きを簡素化した簡易企業型年金を導入することができるのは、実施する企業型の加入者資格を有する従業員が300人以下の事業所に限られる。
4. マッチング拠出を行う場合、事業主掛金の額を超えて加入者掛金を拠出することができる。

## (問題43)

(設問B) 個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）および中小事業主掛金納付制度（以下「iDeCo+」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の第1号被保険者で保険料の納付を免除されている人はiDeCoの加入者になることができないが、産前産後期間の保険料の納付を免除されている人はiDeCoの加入者になることができる。
2. iDeCoの掛金額は月額5,000円を下限として、拠出限度額の範囲内において1,000円単位で設定することができる。
3. iDeCo+は、従業員が加入するiDeCoに事業主が追加で掛金を拠出する制度で、拠出限度額を超えない範囲で事業主掛金が加入者掛金を上回ることができる。
4. iDeCo+を実施できるのは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金および厚生年金基金を実施していない事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者である従業員が100人以下の事業主に限られる。

## (問題 4 4)

(設問C) 自営業者の吉田さん(35歳8ヵ月)は、国民年金基金への加入を検討している。吉田さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

## &lt;資料&gt;

## [給付の型と加入口数]

給付の型		加入口数	受給年金額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳~終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳~終身	15年保証期間付
	I型	1口	5,000円	65歳~80歳	15年確定年金

## [加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金
35歳	1口 744円	1口 248円
36歳	1口 771円	1口 257円

1. 304,000円
2. 305,000円
3. 305,100円
4. 309,900円



(問題45)

(設問D) 中小法人の役員である杉野さん(61歳)は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度へ加入中である。以下の<資料>に基づき、杉野さんが70歳で役員を退任した場合に受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[杉野さんの加入内容等]

- ・ 45歳から70歳になるまで25年間加入
- ・ 70歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る
- ・ 掛金月額の推移
 

45歳加入時	： 20,000円
55歳から	： 40,000円 (20,000円増額)
60歳から	： 50,000円 (10,000円増額)

[共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって決まる

共済金A：法人役員については、法人が解散したとき

共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上になったとき

[掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
300月	181,010円	170,760円

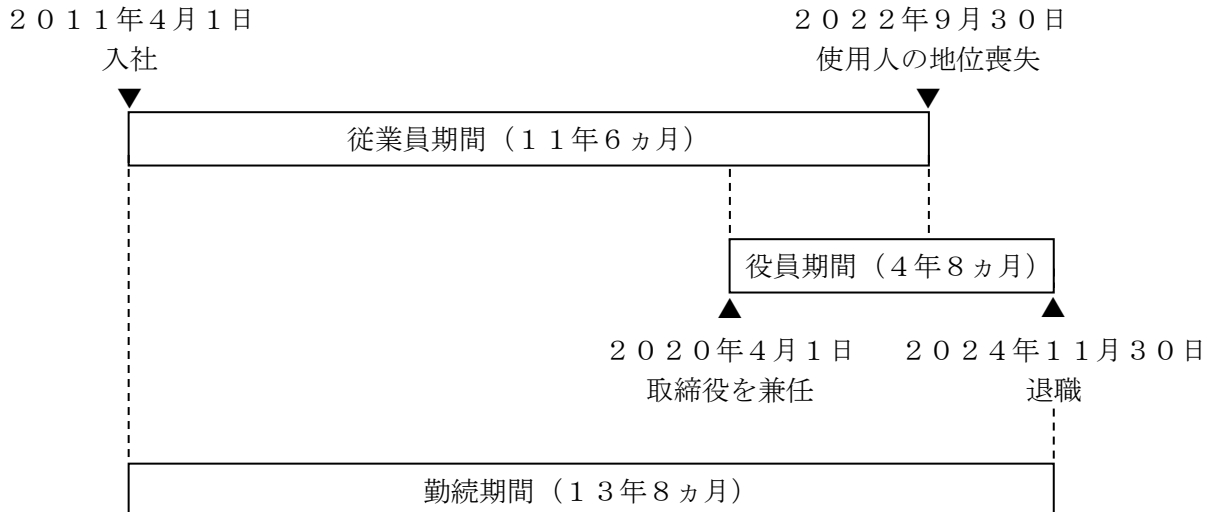
1. 12,553,000円
2. 11,972,000円
3. 11,519,800円
4. 11,284,000円

## (問題46)

(設問E) 小原さんは、P Y株式会社に勤務し、2020年4月からは取締役を兼任し、その後取締役専任となり、2024年11月に退職して、従業員期間と役員期間を合わせた退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づく小原さんの2024年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに退職所得はない。

## &lt;資料&gt;

[小原さんのP Y社における勤続期間等]



[小原さんが受け取る退職一時金の額]

従業員期間分：1,200万円 役員期間分：500万円

[退職所得金額の算出方法]

退職所得金額 = (特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額) +  
(一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額) × 1/2

特定役員退職所得控除額：①と②の金額の合計額

- ① 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数)
- ② 20万円 × 重複勤続年数

一般退職所得控除額：③または④の金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額

- ③ 勤続年数が20年以下の場合：40万円 × 勤続年数
- ④ 勤続年数が20年を超える場合：800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※各勤続年数の1年未満の端数は、それぞれ1年に切り上げる。

1. 570万円
2. 750万円
3. 780万円
4. 1,140万円

## 問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題47)

(設問A) 中小企業者を対象とした信用保証協会の信用保証制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 会社および個人事業主のいずれも、業種ごとに定められた常時使用する従業員数の要件を満たせば、一定の業種を除き、信用保証制度を利用できる中小企業者に該当する。
2. 中小企業等協同組合の場合、組合の構成員の3分の2以上が信用保証協会の保証対象業種の事業を営んでいれば、信用保証制度を利用できる中小企業者に該当する。
3. 一般保証における中小企業者1企業に対する保証限度額は、普通保険の限度額5億円、無担保保険の限度額8,000万円を合わせた5億8,000万円である。
4. 中小企業者が信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受ける場合、金融機関に支払う利息とは別に、信用保証協会に対して信用保証料を支払わなければならない。

## 問 1 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 4 8)

(設問A) 成年後見制度および民法の委任契約の規定に基づく死後事務委任契約に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 成年後見制度では、成年後見人は、家庭裁判所の許可を得ることなく、成年被後見人が居住している賃貸物件の賃貸借契約を解除することができる。
2. 成年後見制度では、家庭裁判所から指定された医師が、鑑定によって成年被後見人の能力が回復したことを認めた時点で、成年後見は終了する。
3. 死後事務委任契約では、任意後見契約を締結している場合でも、任意後見人以外の者を死後事務委任契約の受任者とするすることができる。
4. 死後事務委任契約では、委任者本人と受任者との間で公正証書による契約が義務付けられている。

(問題 49)

(設問B) 北村満彦さんは、公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて、公正証書遺言1通を作成する予定である。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 満彦さんの推定相続人は、妻、長男および二男である。
- ・ 満彦さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は11,200万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 妻、長男および二男が取得する財産の相続税評価額が法定相続分と同じになるように現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は長男と指定する。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	1,600万円	1,600万円
	乙宅地上の建物	1,200万円	1,200万円
	現金	—	****万円
長男	甲宅地	3,270万円	3,600万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,360万円	2,600万円
	現金	—	****万円
合計		—	20,200万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*\*」にしてある。

## ＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に超過額5,000万円までごとに13,000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	95,000円に超過額5,000万円までごとに11,000円を加算した額
10億円を超える場合	249,000円に超過額5,000万円までごとに8,000円を加算した額

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※推定相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

※祭祀主宰者が指定されている場合は、手数料に別途11,000円を加算する。

1. 82,000円
2. 125,000円
3. 128,000円
4. 147,000円

## （問題50）

（設問C）高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 入居者本人の要件は、要介護認定または要支援認定を受けている60歳以上の人とされており、60歳未満の人は入居できない。
2. 各居住部分の床面積は、25m<sup>2</sup>以上（居間、食堂、台所その他の住宅の部分が共同利用するために十分な面積を有する場合は18m<sup>2</sup>以上）とされている。
3. 事業者は、契約において前払金の算定の基礎、返還債務の金額の算定方法を明示している場合、入居者から家賃やサービスの対価を前払金で受け取ることができる。
4. 事業者は、状況把握（安否確認）サービスおよび生活相談サービスを提供しなければならないが、食事や介護サービスの提供は任意とされている。